

社団法人 愛媛県畜産協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人愛媛県畜産協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

2 協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 協会は、農業者等の畜産経営の発展を図るとともに、良質な畜産物の生産と安定的供給に貢献し、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産に関する生産の振興及び経営技術の指導
- (2) 畜産に関する調査研究及び情報の提供
- (3) 畜産に関する技術及び知識の普及啓発並びに指導員の教育及び養成
- (4) 家畜の登録及び改良に関する事業
- (5) 家畜及び畜産物の消費及び流通の促進
- (6) 家畜及び畜産物の衛生及び防疫
- (7) 家畜衛生に関する研修会及び講習会の開催
- (8) 肉用牛経営の安定のための肥育牛補てん金の交付
- (9) 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づく生産者補給金の交付
- (10) 家畜及び畜産物の価格安定に関する事業
- (11) 社団法人中央畜産会、愛媛県等からの委託を受けて行う事業
- (12) 畜産の振興に資することを目的とし、「職業紹介」を行う事業
- (13) その他必要な事業

(業務規程及び業務方法書)

第5条 協会は、前条第6号から第10号までに規定する事業の適正な運営を図るため、その業務規程又は業務方法書を定めるものとする。

2 前項の業務規程又は業務方法書を制定し、又は変更しようとするときは、総会の議決を経て、愛媛県知事の承認を得なければならない。

第2章 会 員

(種別)

第6条 協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 次のいずれかに該当するものであって、協会の目的に賛同して入会したもの
 - ア 愛媛県内において乳用牛、肉用牛、豚、鶏又はみつばちを飼育しているもの
 - イ 愛媛県の区域の全部又は一部の区域を地区とする農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - ウ 愛媛県の区域内に従たる事務所を有する全国の区域の全部又は一部の区域を地区とする農業協同組合連合会
 - エ 愛媛県の区域の全部又は一部の区域を地区とする農業共済組合又は農業共済組合連合会
 - オ 愛媛県農業協同組合中央会
 - カ 畜産の振興に寄与することを目的とする法人又はこれに準ずる団体
 - キ その他愛媛県内の農業者の組織する団体
 - ク 愛媛県
 - ケ 愛媛県内の市町村
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するため入会したもの

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、寄託金を納入したもののうち、総会において承認されたものについては、会費の納入を免除することができる。

(基金の寄託)

第7条の2 協会は、第38条第3項の基金に充てるため、社団法人全国肉用牛振興基金協会並びに社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会からの補助及び会員からの資金の寄託を受けることができる。

(入会)

第8条 協会に入会しようとするものは、会長が定める入会申込書に次に掲げる書類を添付して会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 地方公共団体以外の法人にあっては、定款、寄附行為その他の基本約款並びに代表権を有する者の氏名及び住所を記載した書面

(2) その他協会が必要と認めた書類

2 入会は、総会が定める基準に従い、理事会において承認する。

3 協会は、前項の承認をしたときは、その旨を当該申込みをしたものに通知するものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、その旨を書面で会長に届け出なければならない。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡し、又は解散したとき。

(2) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき。

(3) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席正会員の3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。ただし、当該除名の議決の前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 協会の定款又は規程(業務規程及び業務方法書を除く。)に違反したとき。

(2) 協会の名誉を傷付け、又はその目的に反する行為をしたとき。

(3) 協会の目的に支障を及ぼす重大な義務の不履行があったとき。

(提出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、第38条第3項に定める基金については、会員が退会したとき、協会が当該事業を終了するとき及び会員が当該事業から脱退したときは、第7条の2の規定により資金を拠出した者又はその権利義務を包括継承した者は、その拠出額の全部又は一部の返還を請求することができる。

第3章 役員等

(役員の種類)

第12条 協会に次の役員を置く。ただし、第4号の役員にあっては、理事会で必要がないと認めたときは、置かないことができる。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 3人

(3) 専務理事 1人

(4) 常務理事 1人

(5) 理事(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。) 15人以上20人以内

(6) 監事 2人又は3人

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員(団体である正会員にあっては、その代表者又は代表者から委任を受けた者)のうちから選任する。ただし、総会で必要があると認めたときは、正会員以外のものを理事又は監事に選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、協会の業務を分掌する。
- 5 理事は、理事会を構成し、総会の議決に基づき、協会の業務の執行を決定する。
- 6 協会が行う契約その他の法律行為のうち、この法人と会長の利益が相反する行為及び民法（明治29年法律第89号）第108条の規定の適用を受ける行為については、会長があらかじめ指定した副会長が会長の職務を代理する。
- 7 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。ただし、当該解任の議決の前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問及び参与)

第17条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じるほか、協会の会議に出席して意見を述べることができる。

(報酬等)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員には、給料及び手当を支給することができる。

- 2 役員、顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 役員、顧問及び参与の給料、手当及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が総会の議決を経て定める。

(事務局)

第19条 協会に、その事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 その他事務局に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員(団体である正会員にあっては、その代表者又はその委任を受けた者)のうちから選任する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員(書面表決者及び表決委任者を含む。)の数

(4) 決議事項

(5) 議事の経過及び概要並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 理事会

(種別)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 通常理事会は、毎年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(準用)

第35条 第24条及び第26条から第29条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、第24条第1項中「前条第2項第3号の場合を除き、会長が」とあるのは「会長が」と、同条第2項中「前条第2項第2号」とあるのは「第33条第2項第2号」と、同条第3項及び第26条から第28条までの規定中「正会員」とあるのは「理事」と、第29条第1項第2号中「正会員」とあるのは「理事」と、同項第3号中「正会員」とあるのは「理事」と、「数」とあるのは「氏名」と、同条第2項中「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

第36条 協会に事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を得て委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄託金

(4) 寄附金品

(5) 助成金、交付金及び補助金

(6) 積立金、負担金及び準備金

(7) 契約手数料

(8) 資産から生ずる収入

(9) 事業に伴う収入

(10) その他の収入

(資産の種別)

第38条 協会の資産は、基本財産、基金及び運用財産の3種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(2) 総会で基本財産に繰入れることを議決した財産

3 基金は、肉畜価格安定基金、運営特別基金及び運営基盤強化基金の3種とし、それぞれ次に掲げるものをもって構成する。

(1) その基金とすることを指定して寄附され、寄託され、又は補助された財産

(2) 総会でその基金に繰り入れることを議決した財産

4 運用財産は、基本財産及び基金以外の財産とする。

(基金)

第38条の2 前条第3項に規定する基金は、第4条の事業を執行するために、次に掲げる事業についての基金を造成することができる。

(1) 運営基盤強化基金は、第4条第6号に定める家畜及び畜産物の衛生及び防疫に関する事業

(2) 運営特別基金及び肉畜価格安定基金(肉用子牛価格安定事業に係るもの)は、第4条第9号に定める肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づく生産者補給金の交付に関する事業

(3) 肉畜価格安定基金(肉豚価格安定事業に係るもの)は、第4条第10号に定める家畜及び畜産物の価格安定事業に関する事業のうち肉豚価格安定事業に関する事業

(基本財産及び基金の処分の制限)

第39条 基本財産及び基金は、これらを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の承認を得て、これらを処分し、又は担保に供することができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、基金は、第11条第2項の規定により寄託金の返還をするとき、又は補助金の返還をするときは、これを処分することができる。

(資産の管理)

第40条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第41条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(経理の区分等)

第42条 協会の会計は、一般会計及び特別会計の2種に区分して処理する。

2 一般会計は、通常の業務執行に関する収支を経理する。

3 特別会計は、第4条第6号から第10号までに掲げる事業及び一般会計で処理するには不相当と認められる大規模又は特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。

(長期借入金等)

第43条 協会が資金の借入れ(その会計年度内の収入をもって償還するものを除く。)、新たな義務の負担(収支予算で定めるものを除く。)又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経、かつ、愛媛県知事の承認を得なければならない。ただし、第4条第9号に掲げる事業に係る生産者補給金に充てる目的で社団法人全国肉用牛振興基金協会から借入れする場合であつて、あらかじめ総会の議決を経たときは、この限りではない。

(事業計画及び収支予算)

第44条 協会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、会計年度開始前に総会の議決を得て、愛媛県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、会長は、収支予算が設立するまでの間は、前年度の収支予算の例により収入支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに設立した収支予算に基づくものとみなす。

(事業計画及び収支予算の変更)

第45条 会長は、協会の事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により緊急を要するときは、理事会の承認を得て、事業計画及び収支予算を変更することができる。この場合においては、次の総会においてその承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第46条 協会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後、会長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経た上、総会の承認を得て、その会計年度終了後3月以内に愛媛県知事に報告しなければならない。

(会計年度)

第47条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第49条 協会は、民法第68条第1項第2項から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の許可を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、愛媛県知事の許可を得て、協会と類似の目的を有する法人に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(資料の備付け)

第50条 協会の主たる事務所には、常に次に掲げる業務、財務等に関する資料を備え置き、原則として一般の閲覧に供する。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び役員名簿

(3) 事業計画書及び収支予算書

(4) 事業報告書及び収支計算書

(5) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

附 則

1 この定款は、平成15年4月1日から施行する。

2 この定款の変更後の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。

3 この定款の変更は、平成17年4月1日から施行する。

4 この定款の変更は、平成20年4月9日から施行する。

5 この定款の変更は、平成20年7月22日から施行する。